

保医発 1030 第 1 号
令和 2 年 10 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 079 の (3) アを次に改める。
 - ア 脊椎用は、以下のいずれかの場合に算定できる。
 - a 経皮的椎体形成術に用いた場合
 - b 脊椎固定術においてセメント注入型の脊椎スクリューと併用した場合
 - c 骨折観血的手術においてセメント注入型の横止めスクリュー・大腿骨頸部型と併用した場合

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 079(1)②中のイの次に次を加える。
 - ウ 脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用する人工材料であること。
 - エ 骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用する人工材料であること。
- 2 別表のⅡの 079(2)中の「使用部位」を「使用部位及び使用目的」に改める。
- 3 別表のⅡの 079(3)③アを次に改める。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 悪性脊椎腫瘍又は原発性骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。
 - ii 骨強度の低下した患者に対して脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用するものであること。
 - iii 骨粗鬆症など骨強度の低下した患者に対して骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用するものであること。
- 4 別表のⅡの 123(3)⑥及び⑦ア i 中の「発作性心房細動」を「発作性又は持続性心房細動」に改める。